

公布された規則のあらまし

◇静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

地方独立行政法人法の改正に伴い、公立大学法人の業務実績等報告書の記載事項を改めるほか、必要な改正を行いました。（第5条、第6条関係）

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。